

宮崎運免発977号
令和2年12月2日

宮崎県医師会長
河野 雅行 殿

宮崎県警察本部
交通部運転免許課長

宮崎県公安委員会提出用診断書様式の改正のお知らせ

謹啓 寒冷の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。平素は警察活動に多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県ではこの度道路交通法上の一定の病気に係る宮崎県公安委員会提出用の診断書様式について、文言を分かりやすく改正し令和3年1月4日から運用することとしましたので、お知らせします。

なお、宮崎県警察本部のホームページに掲載している診断書様式についても今後更新予定です。

謹白

【担当】

宮崎県警察本部交通部
運転免許課適性相談係

(電話) 0985-24-9999 選別番号2

公安委員会提出の診断書様式の変更について

本庁が示した公安委員会提出用の診断書について、総合所見と現時点での病状についての意見の内容が矛盾するため病状照会の必要が生じ照会した際、医師から「文言が分かりづらいのでどれを選択したら良いのか分からない。」「病名と診断書が一致しない」等の指摘を受けることが幾度となくあった。

以上のことから、警察庁に確認したところ、

病名・所見・判断などがきちんとなさされていて運転の可否について判断できる診断書であれば、各県で変更しても構わない。
との回答を得たことから、下記のとおり変更を行った。

記

1 変更点

- (1) 「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見欄の選択肢のうち、上欄の方を運転可、下欄の方を運転不可となるよう順番を統一した。(認知症、脳卒中関係以外)
- (2) 選択肢の文言を、より平易な表現とした。
- (3) 一定の病気以外の相談があった際に対応するため、新たに「その他の病気関係」の診断書様式を定めた。
- (4) その他特記すべき事項欄に「運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。」の表現を追加した。
- (5) 総合所見の欄に「現症状」の文言を追加した。

2 各変更点

- (1) 統合失調症等関係
診断書様式を(精神疾患関係)とした。
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢をア～エの4択式とした。
- (2) てんかん関係
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢のオとカの選択肢をまとめて、オとした。
- (3) 再発性の失神・反射性(神経調節性)失神関係
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更した。
- (4) 再発性の失神・不整脈を原因とする失神(植込み型除細動器を植込んでいる者)関係
停止の起算日を特定するため、除細動器植込み日及び適切作動日を追加した。
- (5) 不整脈(ペースメーカーを植込んでいる場合)
診断書様式を(ペースメーカーを植込んでいる場合で、植込み後に不整脈により意識を失った場合)とした。

「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更した。

- (6) 不整脈(ペースメーカーを植え込んでいる場合)
診断書様式を(ペースメーカーを植え込んでいる場合で、植え込み後に不整脈により意識を失っていない場合)とした。
- (7) 不整脈(除細動器又はペースメーカーを植え込んでいる場合を除く)
診断書様式を(過去5年以内に心疾患等で意識を失った場合)とした。
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更した。
- (8) 無自覚性の低血糖(薬剤性低血糖パターン1)関係
診断書様式を(無自覚性の低血糖(意識消失がない場合)関係)とした。
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更し、ア～エの4択式からア～ウの3択式にまとめた。
- (9) 無自覚性の低血糖(薬剤性低血糖パターン2)関係
診断書様式を(無自覚性の低血糖(意識消失がある場合)関係)とした。
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更し、ア～コの10択式からア～エの4択式にまとめた。
- (10) その他の低血糖症関係
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更し、ア～オの5択式からア～エの4択式にまとめた。
- (11) 重度の睡眠症状を呈する睡眠障害関係
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更し、ア～オの5択式からア～エの4択式にまとめた。
- (12) 脳卒中
ア てんかんの有無について、相談時には申告していなかった場合、脳卒中の診断書では確認が不十分のため、最終発作日記載欄を設けた。
イ ア～カのうちエを削除した。
エはウと同様に停止該当であるが、「今後()年程度であれば「B」と診断できることが見込まれる」との文言があるため、オと同様に「運転可」と誤解される場合があり、病状照会を要するため。
- (13) アルコール中毒者関係
診断書様式を(アルコール・薬物中毒者関係)とした。
「3 現時点での病状(改善の見込み等)」についての意見の選択肢の文言を変更し、ア～オの5択式からア～エの4択式にまとめた。

次期改訂まで
令和3年1月4日から

診断書様式集

交通部運転免許課

(精神疾患関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1	氏名 生年月日 T・S・H 年 月 日生 (歳) 住所	男 ・ 女
2	医学的判断 ○ 病名 (F) ○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3	現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見 ア 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という) を欠くおそれのある症状を呈しておらず、今後安全な運転に必要な能力を欠くおそれのある症状が再発する <u>おそれはない</u> と診断される。 イ 今後 () 年 (又は 月) 程度であれば、上記アと診断される ウ 現時点では自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くおそれのある症状を呈しているが、それは過去6ヶ月以内に特殊な事情があったためであり、今後6ヶ月 (月) 以内にアと診断できることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1~5の整数を記載してください。 エ 上記アからウのいずれにも該当せず、自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある症状</u> を呈していると診断される。	
4	その他特記すべき事項	

※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名

男・女

生年月日

T・S・H

年

月

日生 (歳)

住所

2 診断

- ① アルツハイマー型認知症
- ② レビー小体型認知症
- ③ 血管性認知症
- ④ 前頭側頭型認知症
- ⑤ その他の認知症 ()
- ⑥ 認知症ではないが認知機能の低下がみられ、今後認知症となるおそれがある (軽度の認知機能の低下が認められる・境界状態にある・認知症の疑いがある等)
- ⑦ 認知症ではない

所見 (現病歴、現症状、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症、身体所見などについて記載する。記憶障害、見当識障害、注意障害、失語、失行、失認、実行機能障害、視空間認知の障害等の認知機能障害や、人格・感情の障害等の具体的状態について記載する。)

3. 身体・精神の状態に関する検査結果（実施した検査にチェックして結果を記載）

認知機能検査・神経心理学的検査

MMSE

HDS-R

その他（実施検査名 _____）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）

臨床検査（画像検査を含む）

未実施（未実施の場合チェックし、理由を記載）

検査不能（検査不能の場合チェックし、理由を記載）

その他の検査

4. 現時点での病状（改善見込み等）についての意見

※前頁2⑤に該当する場合（甲状腺機能低下症、脳腫瘍、慢性硬膜下血腫、正常圧水頭症、頭部外傷後遺症等）のみ記載

(1) 認知症について6ヶ月以内【または6ヶ月より短期間（ _____ ヶ月間）】に回復する見込みがある。

(2) 認知症について6ヶ月以内に回復する見込みがない。

(3) 認知症について回復の見込みがない。

5. その他参考事項

※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病院又は診療所の名称・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師氏名

印

(再発性の失神・反射性(神経調節性)失神関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏 名						男 ・ 女
生年月日	T・S・H	年	月	日	(歳)
住 所						
2 医学的診断						
○ 病 名						
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)						
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見						
過去5年以内に反射性(神経調節性)失神で意識を失ったことがあるが						
ア 発作のおそれの観点から、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力を欠く <u>おそれはない</u> と診断される。						
イ 6ヶ月(ヶ月)以内に、上記アと診断できることが見込まれる。						
※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、()内に1～5の整数を記載してください。						
ウ 上記ア・イのいずれにも該当しない。						
4 その他特記すべき事項						
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。						

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

(再発性の失神・不整脈を原因とする失神(植込み型除細動器を植え込んでいる者)関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏 名 男 ・ 女
生年月日 T・S・H 年 月 日 (歳)
住 所

2 医学的診断

○ 病 名

○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)

○ 植込み型除細動器植込み日： 年 月 日
○ 適切作動日： 年 月 日

3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見

(1) 除細動器植え込み前後に意識を失ったことがなく、一次予防(植え込み前に心室頻拍・心室細動やそれによる意識消失の既往のない予防的植え込み)目的の場合

ア 植え込み後7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 植え込み後7日を経過していないが、___日以内にアと診断できることが見込まれる。

(2) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがある場合

ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。

イ 意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、この原因については、治療、除細動器の調整等により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。

ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、植え込み目的が一次予防であり、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。

エ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月以内(ヶ月以内)にアと診断できることが見込まれる。

オ 意識を失ったのは不整脈以外が原因()であり、その原因については、治療、除細動器の調整等により回復し、6ヶ月(ヶ月)以内にイと診断できることが見込まれる。

カ 意識を失ったのは不整脈が原因であり、治療によりその原因が改善されたため、6ヶ月(ヶ月)以内にウと診断できることが見込まれる。

キ 上記アからカのいずれかにも該当しない。

- (3) 除細動器植え込み後に意識を失ったことがない場合
- ア 植え込み後6ヶ月を経過しており、過去3ヶ月以内に除細動器の適切作動もなく、不整脈発作の観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - イ 除細動器の不適切作動（誤作動）を認めたが、この原因については治療により回復したため、不整脈発作のおそれの観点から運転を控えるべきとはいえない。
 - ウ 植え込み後6ヶ月を経過していないが、___ヶ月以内にアと診断できることが見込まれる。
 - エ 不整脈発作が生じ除細動器の作動があるが、6ヶ月（ ヶ月）以内にアと診断できることが見込まれる。
 - オ 除細動器の不適切作動（誤作動）があり、その原因が改善されたため、6ヶ月（ ヶ月）以内にイと診断できることが見込まれる。
 - カ 上記アからオのいずれにも該当しない。
- (4) 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行った場合
- ア 電池消耗、故障等により除細動器の本体及びリード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日以上経過しておりその間、意識を失ったことも除細動器の作動もなく、不整脈発作のおそれの観点から、運転を控えるべきとはいえない。
 - イ 電池消耗、故障等により除細動器の本体、リード線の双方又はいずれかの交換を行ったが、7日（ 日）以内にアと診断できることが見込まれる。

4 その他特記すべき事項

※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院名・所在地（電話番号）

担当診療科名

担当医師名

印

ペースメーカーを植え込んでいる場合で、植え込み後に不整脈により意識を失った場合

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的判断	
○ 病名	
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
ア 植え込み後意識を失ったのは () が原因であるが、この原因については治療・修理により回復・改善したため、「発作のおそれの観点から、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という) を欠く <u>おそれはない(A)</u> 」と診断される。	
イ 植え込み後意識を失ったのは () が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、「(A)」と診断される。	
ウ 植え込み後、意識を失ったのは () が原因であり、この原因についてはいまだ回復しているとはいえないが、今後 () 年程度であれば、「A」と診断される。	
エ 現時点では自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈しているが、6ヶ月 () 月以内に上記ア・イ・ウのいずれかになることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1～5の整数を記載してください。	
オ 上記アからエのいずれにも該当せず、発作のおそれの観点から自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈していると診断される。	
4 その他特記すべき事項	

※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名
担当医師名

印

ペースメーカーを植え込んでいる場合で、植え込み後に不整脈により意識を失っていない場合

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的診断	
○ 病名	
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
ア 発作のおそれの観点から、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という) を欠くおそれはないと診断される。	
イ 現時点では自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くおそれのある症状を呈しているが、6ヶ月 (ヶ月) 以内に上記アになることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1～5の整数を記載してください。	
ウ 上記ア・イのいずれにも該当せず、発作のおそれの観点から自動車等の安全な運転に必要な能力を欠くおそれのある症状を呈していると診断される。	
4 その他特記すべき事項	
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

過去5年以内に心疾患等で意識を失った場合
(除細動器又はペースメーカーを植込んでいる場合を除く)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病名	
<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
ア 発作のおそれの観点から、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という) を欠く <u>おそれはない</u> と診断される。	
イ 今後 () 年程度であれば、上記アと診断される。	
ウ 現時点では自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈しているが、それは () といった特殊な事情があったため、6ヶ月 (ヶ月) 以内に上記アになることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1~5の整数を記載してください。	
エ 上記ア・イ・ウのいずれにも該当せず、発作の観点から自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈していると診断される。	
4 その他特記すべき事項	
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

(無自覚性の低血糖 (意識消失がない場合) 関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1	氏名	男 ・ 女
	生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
	住所	
2	医学的判断	
	<input type="radio"/> 病名	
	<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3	現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
	<u>過去1年以内に意識消失がない場合</u> であるが	
	ア 医学的観点から、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という) を欠く <u>おそれはない</u> と診断される。	
	イ 現時点では自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈しているが、6ヶ月 (ヶ月) 以内に上記アになることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1～5の整数を記載してください。	
	ウ 上記ア・イのいずれにも該当せず、医学的観点から自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈していると診断される。	
4	その他特記すべき事項	
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

(無自覚性の低血糖 (意識消失がある場合) 関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的判断	
○ 病名	
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
<u>過去1年以内に意識消失がある場合であるが</u>	
ア 前兆を自覚、又は血糖管理ができており、「医学的観点から、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力 (以下「安全な運転に必要な能力」という)を欠く <u>おそれはない(A)</u> 」と診断される。	
イ 意識消失時には自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれがあったが</u> 、その後の治療により、現時点では前兆を自覚、又は血糖管理ができており、「(A)」と診断される。	
ウ 現時点では自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈しているが、6ヶ月 (ヶ月) 以内に「(A)」と診断されることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1～5の整数を記載してください。	
エ 上記アからウのいずれにも該当せず、医学的観点から自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈していると診断される。	
4 その他特記すべき事項	
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

(その他の低血糖症(腫瘍性疾患・内分泌疾患・肝疾患・インスリン自己免疫症候群等)関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的判断	
○ 病名	
○ 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状(改善の見込み等)についての意見	
ア 医学的観点から、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力(以下「安全な運転に必要な能力」という)を欠く <u>おそれはない</u> と診断される。	
イ 今後、()年程度であれば、上記アと診断される。	
ウ 現時点では自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈しているが、6ヶ月()ヶ月以内に上記アになることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、()内に1~5の整数を記載してください。	
エ 上記ア・イ・ウのいずれにも該当せず、医学的観点から自動車等の安全な運転に必要な能力を欠く <u>おそれのある</u> 症状を呈していると診断される。	
4 その他特記すべき事項	
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地(電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

(重度の睡眠症状を呈する睡眠障害関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
住所	
2 医学的判断	
<input type="radio"/> 病名	
<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善見込み等) についての意見	
ア 現在、睡眠障害ではない。	
イ 現在睡眠障害であり、眠気が生ずるおそれがあるが、軽度や中程度に限られる。	
ウ 現在、睡眠障害で重度の眠気を生じるおそれがあるが、6ヶ月 (ヶ月) 以内に重度の眠気が生じるおそれがなくなる見込みがある。※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1～5の整数を記載してください。	
エ 上記アからウのいずれも該当せず、医学的観点からは自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力を欠くおそれがあると診断される。	
4 その他特記すべき事項	

※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

(脳卒中(脳梗塞・くも膜下出血・一過性脳虚血発作等又は脳動脈瘤破裂・脳腫瘍等)関係)

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1	氏名	男・女
	生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
	住所	
2	医学的判断	
	<input type="radio"/> 病名	
	<input type="radio"/> 総合所見 (現病状、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
	<input type="radio"/> てんかんの有無	有 (最終発作日 年 月 日) ・ 無
	※有・無のいずれかを○で囲み、有の場合は最終発作日を記載してください。	
3	現時点での病状(改善見込み等)についての意見	
	ア 脳梗塞等の発作により、次のいずれかの障害が生じており、「医学的観点からは自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力を欠くおそれがある(A)」と診断される。	
	※生じている障害を○で囲んで下さい。	
	【意識障害、見当識障害、記憶障害、判断障害、注意障害等・身体の麻痺等の運動障害・視覚障害(視力障害、視野障害等)】	
	イ 上記アの障害が繰り返し生じているとはいえないものの、「(A)」と診断される。	
	ウ 現時点では、上記アの障害等により「(A)」と診断されるが、今後6ヶ月(ヶ月)以内に、「医学的観点からは自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力を欠くおそれはない(B)」と診断されることが見込まれる。	
	※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、()内に1~5の整数を記載してください。	
	エ 上記アの障害が繰り返し生じているとはいえず、今後()年程度であれば「(B)」と診断される。	
	オ 脳梗塞等にかかっているが、「(B)」と診断される。	
	カ 回復して脳梗塞等にかかっているとはいえない。	
5	その他特記すべき事項	
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。		

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地(電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏名 生年月日 T・S・H 年 月 日 (歳) 住所
2 医学的判断 <input type="radio"/> 病名 <input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)
3 現時点での病状 (改善見込み等) についての意見 ア アルコールまたは薬物依存症について、断酒・断薬を継続し、かつアルコール・薬物使用による精神病性障害や健忘症候群、残遺性障害及び遅発性の精神病障害 (幻覚症、認知症、コルサコフ症候群等) のない状態を続け、再飲酒・再使用するおそれが低いと診断される。 イ 上記アとまでは言えないが、今後 () 年程度であれば、再飲酒・再使用するおそれは低いと診断される。 ウ 6ヶ月 () ヶ月以内に、上記アの状態に回復すると見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1～5の整数を記載してください。 エ 6ヶ月以内に回復する見込みがない。
4 その他特記すべき事項

※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日

病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印

診 断 書

(宮崎県公安委員会提出用)

1 氏 名	男 ・ 女
生年月日	T・S・H 年 月 日 (歳)
住 所	
2 医学的診断	
<input type="radio"/> 病 名	
<input type="radio"/> 総合所見 (現病歴、現症状、重症度、治療経過、治療状況など)	
3 現時点での病状 (改善の見込み等) についての意見	
ア 「医学的観点からは自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力を欠くおそれはない (A)」と診断される。	
イ 今後 () 年程度であれば、「(A)」と診断される。	
ウ 6ヶ月 () 月以内に「(A)」と診断できることが見込まれる。 ※6ヶ月より短い期間で診断できる見込みがある場合は、() 内に1~5の整数を記載してください。	
エ 上記アからウのいずれにも該当せず、医学的観点からは自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに関する能力を欠くおそれがあると診断される。	
4 その他特記すべき事項	
※運転の可否判断は公安委員会が行います。医学的観点から回答して下さい。	

専門医・主治医として以上のとおり診断します。 令和 年 月 日
病院又は診療所等の名称・所在地 (電話番号)

担当診療科名

担当医師名

印